

【報道・関係機関・一般者用等】（様式－1）
平成23年2月27日13:00現在

関係各位

四国地方整備局
土佐国道事務所
管理第一課長 木本 護

TEL 088-884-0359
FAX 088-885-1496

災害（落石崩壊）による通行止め解除について（第8報）

国道33号高知県吾川郡仁淀川町名野川（48k515、事前通行規制区間⑥）にて2月26日10時00分頃発生した法面崩壊による全面通行止めは、本日12時00分に、片側交互通行による交通解放（全面通行止め解除）を行いましたのでお知らせします。

- 通行止め期間中は、道路利用者や地域住民の皆様に、多大なご不便、ご迷惑をお掛けしたことをお詫び申し上げます。

【経過】

2月26日	10:00頃	法面崩壊により通行止め
26日	14:15～	土砂撤去に着手
26日	18:00～	照明車による夜間作業開始
27日	6:30	土砂撤去作業完了
27日	12:00	大型土嚢、安全フェンス設置完了
27日	12:00～	片側交互通行による交通解放を開始

【今後の予定】

- 今後、全面復旧（2車線での交通解放）に向けて、通行の安全に万全を期した恒久対策について、関係機関や地権者の皆様の協力を得ながら、次の対応を順次進めて参ります。
 1. 恒久対策に向けての準備（仮設防護柵など）
 2. 恒久対策の検討・立案
 3. 崩落斜面の地権者確認及び用地買収
 4. 恒久対策工事の実施

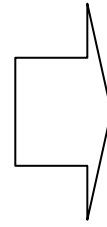
同時記者発表
高松サポート合同庁舎記者クラブ
高知県 県政記者クラブ
愛媛県 番町記者クラブ

国道33号（仁淀川町名野川）法面崩壊の応急対策作業状況

【被災直後】



【仮復旧後】



【土砂撤去作業(夜間)】



【大型土嚢設置】

